野田市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

野田市教育委員会教育長　　染谷　篤

野田市教育委員会規則第９号

# 野田市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則

野田市青少年問題協議会設置条例施行規則（平成２年野田市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項各号列記以外の部分中「第３条第２項第１３号」を「第３条第２項第８号」に改め、同項第１号を次のように改める。

⑴　野田警察署を代表する者

第２条第１項中第２号から第４号までを削り、第５号を第２号とし、同条第２項中「第３条第２項第１４号」を「第３条第２項第９号」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（野田市有害図書規制に関する条例施行規則の廃止）

２　野田市有害図書規制に関する条例施行規則（平成１７年野田市教育委員会規則第１０号）は、廃止する。